

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (99)

2018年7月15日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から2016年9月に生じた諸問題の解明です。)

第一章 戦争政策の具体化過程

第一節 戦争政策の具体化過程

第二節 戦争政策への反対運動

第二章 沖縄問題—含む反対運動

第三章 TPP と経済・貧困の諸問題

第一節 TPP 問題

第二節 経済と貧困

第四章 原子力政策の問題

第一節 原子力問題

第二節 核問題

第五章 表現の自由、教育・少年問題、「慰安婦」の諸問題

第一節 表現の自由、教育、少年、の諸問題

第二節 「慰安婦」問題

第六章 残された諸問題

一 パリ協定

二 共謀罪問題

三 国際問題

四 その他

結び

第一章 戦争政策の具体化過程

第一節 戦争政策の具体化過程

一 軍事費の増加

(1) ①2016年8月31日、防衛省は、2017年度予算の概算要求について、「防衛関係費(軍事費)」の概算要求を行った。その総額は5兆1685億円であり(含むSACO=沖縄に関する日米行動委員会)・米軍再編協力費を含む)、過去最高を更新した。この額は、2016年度の当初予算比で1143億円の上積みである。では、2017年度概算要求の主な中身をみれば、SM3ブロック2A(147億円)や、PAC3MSE(1056送弾)という能力向上型迎撃ミサイルの取得費を初計上し、F35ステルス戦闘機(6機946億円)、V22オスプレイ(4機393億円)というアメリカ製の高額兵器の購入を継続する、さらに

「安全保障技術研究推進制度」（大学や公的研究機関、民間機関を将来兵器の研究開発へ動員するためのもの）に110億円、などである（9月1日赤旗）。

②以上の中で注目すべきは、「安全保障技術研究推進制度」である。今回の概算要求で110億円を計上したが、この額は2016年度予算の6億円から18倍に増額されたのである。その狙いがどこにあるのかといえば、無人攻撃機の開発である。

③このことを示すのが、7月31日防衛省が策定した「軍事技術戦略」「中長期技術見積り」「研究開発ビジョン」である。この中で、戦闘型航空無人機などの研究開発を自ら進める方針を初めて示したのである。

では無人攻撃機とはいかなるものか。前示「研究開発ビジョン」では米空軍やCIA(中央情報局)が「対テロ」戦争に投入している無人攻撃機「MQ9リパー」を例示しているが、同機はアメリカ本土から遠隔操作されパキスタンでは民間人約1000人を殺害するなどの無差別攻撃を行う特異な航空機である。

さらに同日（7月31日）に策定された「中長期技術見積り」では、アフリカなどの紛争地域でこうした無人兵器を使う構想が示されているのである。

このような特異な殺人航空機の開発に安倍政府が乗り出した理由は、①日米軍事同盟の強化であり、②研究者を軍事技術研究に札束で動員しようとする政策である。

前掲「赤旗」の分析によれば、研究1件あたり最大で3年間9000万円の現在助成額を、5年で10億円程度にまで拡大する「大規模な投資」が想定されている、という。

④正に札束で研究者を買収するに等しい行為であり、研究者の研究の自由、良心の自由を侵害するものとして厳しく批判すべきことであると考ええる。

その研究者の良心を示したものとして、池内了名古屋大学名誉教授（宇宙物理学）の談話の要点を紹介する（前掲赤旗）。

①応募者が激減する中での「安全保障技術研究推進制度」への概算要求は、“こんなにお金が出る”として研究者を誘い込む「見せ金」をふっかけ、日本学術会議の議論に影響を与えるべく打ち出した挑戦的やり方であること。

②もしこの概算要求が通れば、科学研究のあり方に非常に大きな影響を与えること。

⑤この談話を補足する事実として、次の事実があることを指摘したい。

同制度が創設された2015年度には109件の応募があったが、研究者の軍学共同反対運動が広がったことにより今年度（2016年度）の応募者は44件に急減したこと、日本学術会議も2016年6月に軍学共同の是非をめぐって議論を開始していること、概算要求はこの議論に対する安倍内閣の反撃であることである。

（2）①2017年度の軍事予算は「中期防衛整備計画（2014年度～2016年度）」（安倍政権決定）の4年度目に当たる。防衛省は、概算要求につき中期防に基づき「統合機動防衛力」の構築に向け、引き続き防衛力整備を着実に実施

する、と説明している。

「統合機動防衛力」とは、陸・海・空自衛隊が一体となって海外派兵をはじめとする多様な軍事作戦を迅速かつ継続的に展開することを狙いとするものである。

今回の概算要求でも「島しょ部に対する攻撃への対応」を名目として迅速な展開、対処能力の向上が強調され、水陸機動団の創設（米海兵隊をモデルとするもの）、V22 オスプレイや水陸両用車 AV7 の取得、大型輸送艦の改修、戦車に匹敵する破壊力を持つ 16 式機動戦闘車の取得の継続、三沢基地に空自基地を強化、在日米軍への「思いやり予算」の大盤振る舞い、などを盛り込んでいる（9月2日赤旗）。

②ここにも 2016 年度軍事関連概算要求が戦争法推進・実現のための性格を色濃く持つことが表われているのである。

(3) ①2016 年 9 月 3 日、アメリカ海軍横須賀基地を出港した原子力空母ロナルド・レーガンがグアム周辺でアメリカ軍が実施する大規模な演習に参加することを、同月 6 日アメリカ太平洋艦隊（ハワイ）が発表した。

その演習は、アメリカ太平洋軍が隔年で実施する「バリエント・シールド 2016」であり、インド、太平洋地域で米軍が単独で行う最大規模の演習である。9月12日から9月23日まで、グアムとマリアナ諸島周辺で艦船 9 隻、兵員約 1 万 8000 人、海軍・空軍・海兵隊の航空機 180 機以上が参加する演習である。

②この事実は、日本の首都圏を基地とするアメリカ軍が、出撃のための訓練を日本の首都圏近くで行っていることであり、日本が米軍のための基地列島であることを浮き彫りにしている（9月9日赤旗）。

(4) ①9月12日、安倍首相は、防衛省での自衛隊高級幹部に対し、戦争法、新ガイドライン、統合幕僚監部への部隊運用の一元化、武器輸出の解禁、という事項を列挙した上で、「制度は整った。あとはこれらを血の通ったものとする。必要なことは、防衛省・自衛隊による実行だ」と述べ、さらに「私と諸君との紐帯の強さこそが日本の安全に直結する、自衛隊と政治とのシームレスな（切れ目のない）関係を構築していきたい」「政治と軍事の垣根を取り払い、文民統制を骨抜きにする」「政治の判断が必要となる事項についても、臆することなく積極的にオプション（選択肢）を提示してもらいたい」と訓示したのである（9月13日赤旗）。

②この訓示が持つ危険性は、①戦争法（2015 年 9 月施行）が単なる法律レベルの問題ではなく、実行段階に来ていることを安倍首相が自ら赤裸々に語ったことであり、②その実行を自衛隊という名の「軍隊」に委ねたことであり、③そのために、政治と軍事との一体化を臆面もなく表明したことである。

(5) ①2016 年 9 月 16 日、防衛省は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に第 11 次隊として 11 月にも派兵が予定されている陸上自衛隊の部隊が戦争法＝安保法制に基づく新任務の訓練を開始した、と表明した。東北方面第

九師団（司令部・青森駐屯地）を中心とする隊員が、9月14日から新任務となる「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」に関する訓練で、座学から実動訓練へ移行したと表明した。しかし、その訓練内容や場所・参加人数は明らかにしなかった。

しかし、稲田防衛相は、同日、アメリカ・ワシントン近郊の国防総省でカーター国防長官と会談し、戦争法＝安保法制に基づいて「駆け付け警護」などの新任務に向けた訓練を自衛隊が開始したことを報告し、カーター長官は、これを歓迎・支持すると述べた（9月17日赤旗）。

②このことは、自衛隊の「駆け付け警護」の新任務の実行が机上のプランに留まらず、実行するか否かの段階に入ったことを示していること、またこのことについてアメリカ軍部に報告し、その了承をとることが必要であったことを示している。

（6）①2016年9月16日、南スーダン政府軍のルアイ報道官は、共同通信に対し、同年7月に南スーダンの首都ジュバで大規模な戦闘が発生した際にPKO（国連平和維持活動）に参加する陸上自衛隊の宿営地隣のビルで2日間銃撃戦が起きた現場を公開した。

それ迄、陸上自衛隊は、宿営地内に流れ弾が見付かったことは発表していたが、周辺の戦闘状況の詳細は明らかにしていなかった。しかし、ルアイ報道官によれば銃撃戦があったのは7月10日から同月17日にかけてであり、反政府軍と政府軍との間で戦闘が行われ、死者2人が出る戦闘であった（9月18日河北新報）。

②この事実は、南スーダンに自衛隊を派遣することのそもそもの当否、つまりPKO派遣の大原則である紛争が戦闘状態にないこと、また紛争当事者の受け入れ合意があること、という大原則が守られていないにも拘わらず、自衛隊を派遣したことを示している。そしてその当否こそが問われるべきである（そして、このことは戦争法自体の正当性への疑問にも通じるのである）。

（7）① 2016年9月13日、横田基地のアメリカ空軍第374輸送大隊契約中隊は、戦術車両・貨物の輸送業者の入札参加業者の選定のための事前募集を公告した（9月19日赤旗）。

その目的は、キャンプ富士の複合兵糧訓練センター（CATC）で演習や作戦の準備のために海兵隊が単独で実施する訓練の支援である。

その業務とは、その訓練の支援であり、訓練に使用する戦術車両や貨物を横田基地や佐世保基地など7基地の米軍施設との間を（燃料、弾薬、爆薬、機密扱い物質）を輸送する業務を行うことである。

②今回の輸送業者の募集は、アメリカの基地業務への、とりわけアメリカ海兵隊の訓練への日本民間業者の利用である。

③御殿場平和委員会渡辺事務局長は、つぎのように指摘した（要旨）。

「東富士演習場の使用協定は、隣接する米軍キャンプ富士の全面返還が前提となっている。今回明らかになった事実はキャンプ富士の拡大強化につながる

もので、使用協定に逆行する動きで許されない」、と。

④つまり、今回の輸送業者募集の狙いは、アメリカ海兵隊の「(訓練)強化」のためのものなのである。

(8) ①2016年9月18日、安倍首相は、羽田空港で「北朝鮮の核実験の脅威は新たな段階に入った」と記者団に語った(9月19日朝日新聞)。

②この記者会見談話と、本稿前述の9月12日の自衛隊高級幹部に対する訓示(集団的自衛権容認の戦争法整備や日米新ガイドライン策定などをあげ、“今こそ実行のときだ”、とする安倍談話)とを重ね合わせるとき、見えてくるのは安倍首相の戦争法に託した野望である。

つまり、その野望とは、北朝鮮の脅威を過大に強調・利用することにより、その抑止力としての戦争法、ひいては集団的自衛権の正当性、そして“戦争法こそ抑止力になる”という倒立した論理を、強引に政治、軍事、経済、社会、学問、教育、表現・言論などのあらゆる分野に持ち込もうとすることである。

③では北朝鮮の脅威とは何かについては後述することとするが、予め述べておきたいのは、第一に北朝鮮の軍事的脅威を過大に評価してはならないこと。第二に北朝鮮に対し、アメリカと組み、とくに集団的自衛権の名の下に軍事力を以て制圧しようとすることは愚策であり、国民=人民を欺くものであること。第三に北朝鮮に対しては、外交力と歴史的反省(曾て植民地として統治し、武力で制圧し、虐げてきたことへの歴史的省察・反省と従軍慰安婦問題を想起せよ)の上に立って平和的に対処して解決すべきであると考え。

(9) ①2016年9月19日、シリア停戦合意(この停戦合意は、9月12日、アサド政権〈支持国はロシア〉と反体制派〈支援国はアメリカ〉との間で結ばれたもの〈9月21日朝日新聞〉)はアサド政権の一方的な終了宣言により崩壊した。

停戦合意の主要目標は、政権軍に包囲された地域への人道的支援物資の搬入であった。アレッポ東部では約30万人が包囲され、食糧、燃料、医薬品などが不足し、深刻な状態にあったからである。

②それと同時に、シリア難民問題が深刻である。9月19日、国連サミットがニューヨーク国連本部で開かれ、シリア難民問題が協議された。シリア周辺各国(例えばトルコ、レバノン、ヨルダン、イラク、エジプト)、またヨーロッパ諸国(例えばドイツ、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、英国、フランス)などがシリア難民の受け入れ国である。

③では、シリア難民問題について日本はどのような立場にたっているかそれを象徴するのが国連サミットに於いて、安倍首相が、「日本は主導的役割を果たす」として、今後三年間で28億ドル規模の人道支援を行う」と表明したのである。しかし、難民受け入れの負担についての言及はなかった(前掲朝日新聞)。つまり難民受け入れに消極的なのである。なお、山口薫「積極的平和主義の矛盾」世界2016年2月号によれば、安倍首相は同上演説の中で、シリア、イラクの難民と国内避難民向けに約8.1億ドル(約969億円)を支援する

としている。つまり安倍政府は、難民に金を出す、その受け入れには拒否的態度をとっているのである。

④そもそも難民とは何か。一般的には、本国で人種、宗教、政治的意見を理由に迫害される恐れがあるため他国に逃れる人をいう（前掲山口論文参照。以下同じ）。国際的にそうした人たちを保護するため難民条約が採択された（第二次世界大戦後の1951年、54年発効）。日本が本条約を批准したのは、インド難民への対応として必要に迫られた1981年であり、その批准に当たり出入国管理及び難民認定法などの法整備がなされ、その後様々な改定を経て2016年に至る。

⑤難民の数は、日本でも増えており、難民認定申請数は2012年2545人から2013年は3260人、2014年には5000人が申請している。

⑥その対策として、政府が打ち出したのが第5次出入国管理基本計画の発表であった（2015年9月15日）。その要点の詳しいことは省略する（なお、前掲山口論文参照）。

山口論文が指摘していることは、①日本に役に立つ外国人、お金を落とす外国人であれば受け入れるという限定的な姿勢が透けて見えるということ、②認定手続が本来は恣意的であってはならず、どの国に行っても難民として公平・公正に認定されることが本来であるにも拘らず、認定手続、とりわけ事前審査の方法について前掲「基本計画」がそれに触れていないこと（未発表）、③とくに再申請の制限が導入することがあり得るとされているが、この制限が迫害を逃れてきた人の命を救うという難民条約の最も核となる点に反する危険性があること、④国家安全保障は、軍事的活動を含む国際貢献だけを指すのではないこと、⑤軍事的な活動のあるところに、必ず難民は発生する。しかもシリア政府は違法な化学兵器や樽爆弾などを自国民に対して使用し、重大な国際法違反を犯しており、こうした人たちを救うことも国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に当たるのではないか、救える命があれば温かく受け入れる、そんな成熟した社会になってこそ国際貢献を語れること。

⑦以上の山口論文から学ぶべき点について、何点か私見を述べる。

(i) 難民問題は、これ迄テロリズムとの脈絡で語られることが多かった。しかし、その脈絡はないことである。

(ii) 難民問題の真の核心は難民にとっての人権問題であるということである。

(iii) 難民認定の手続の公正、独立性、普遍性の重要さである。

(iv) 難民への門戸開放なくして国際貢献を語ることは出来ないことである。以上である。

(10) ①2016年9月21日、防衛省は、「第一線救護衛生員」の資格認定を柱とする新制度を同省に創設する、と発表した(9月22日赤旗)。

これは、自衛官の救命措置に関する有識者会議の提言を受けたものであり、その報告者の概要は次の通りである。

②報告書の概要。①日本「有事」を想定したものだとする一方、アフガニスタン戦争、イラク戦争でのアメリカ兵の死因分析をあげ、日本の現行制度の枠組みにとらわれず、米軍等の取り組みを参考に検討を行ったこと、②「戦地」派兵を可能にした「戦争法」に基づく自衛隊の海外派兵先での救護にもそのまま活用できる内容であること、③現場で「第一線救護衛生員」が行う救命措置について、医師の指示に基づいて処置を行うことは現実的ではないこと、④現行制度では医師に限られている手術器具を用いての気道の確保や胸腔穿刺、鎮痛剤投与などの一定の手術・医療行為を現場自衛官が独自にできるようにすべきであること。

③同省はこの報告書を受けて、アメリカ軍のコンパクトメデイック（衛生兵）に相当する資格を自衛官に認定・付与すべく、同省にコンパクトメデイカルコントロール協議会（CMC 協議会）を今後同省に設置する方針であること。

④この制度は、戦争法が自衛隊員の健康・衛生・負傷の面で具体的実施の段階に入ったことを窺わせる点で重要である。

(11)①2016年9月21日、ニューヨークの国連本部で包括的核実験禁止条約（CTBT）（2016年で採択から20年となる）に関連する外相会合が開かれ、共同閣僚声明を採択した（9月22日河北新報）。

②その声明の概要は、CTBTの早期発効を訴え、5回目の核実験に踏み切った北朝鮮を非難するものであった。そして核軍縮の推進に向け、12月に長崎で国際会議を開催する方針を明らかにするものである。

③国連の潘事務総長は、「現状を変えなければならない。20年を経ても、条約は発効していない」と述べた。

④CTBTは183ヶ国が署名。批准国は166ヶ国になるが、発効要件国のアメリカや中国など8ヶ国が未批准国であるため発効していない。未署名国としては、北朝鮮、インド、パキスタンがいる（なお、この会合は、2002年に日本などの呼びかけで結成されたという）。

⑤核兵器禁止の要諦は、世界の核の大保有国たるアメリカが参加することであり、そのアメリカが参加していないことがCTBTの早期発効にとっての阻害要因となっていることである。そのアメリカは、依然として核抑止論にしがみついているし、ロ・英・仏・中ととても同様である。

⑥では日本政府はどうか。9月21日、安倍首相は、国連総会で演説した。その大要は、次の通りである（9月23日赤旗）。

（北朝鮮）北朝鮮はいまや平和に対する公然たる脅威としてわれわれの正面に現れた。一連のミサイル発射と核弾頭の爆発は、景色を一変させるものだ。いまやその脅威は、これまでとおおよそ異なる次元に達した。力を結集し、北朝鮮の計画をくじかなくてはならない。

日米韓3カ国の首脳は足並みをそろえ、北朝鮮に対し断固たる態度を示すことで一致した。次は国連の番だ。安全保障理事会が、新次元の脅威に対し明確

な態度を示すべきだ。

たった4カ月前、広島にオバマ米大統領が訪れた。にもかかわらず、北朝鮮は挑発をエスカレートしている。人類の良心に対する挑戦だ。北朝鮮が続ける軍事的挑発の性質は、以前よりはるかに深刻だ。実行しているのは、多数の日本人を拉致し、人権をじゅうりんし、権力に対する抑制と均衡が何一つ動かない国だ。もはやきのうまでとは異なる新たな対処が必要だ。

(法の支配) (略)

(パリ協定) (略)

(安保理改革) (略)

⑦このような安倍演説のポイントは、核兵器禁止問題を専ら北朝鮮の軍事的挑発行動問題に矮小化することにより、第一に、核保有大国(米、ロ、英、仏、中)をいわば免責していること、第二に、核抑止論は北朝鮮の核、ミサイル開発を防止できず、破綻しているにも拘わらずこれにしがみついていること、第三に、自らも核抑止論に立っていること、である。

(12) ①2016年9月26日、臨時国会が開会した。この国会で安倍首相は、所信表明演説を行った(9月27日朝日新聞)。

その中で、本稿との関連で重要だと思われる点を何点か記すことにする。

②まずその構成とその内実は、次の通りである。

(i) 第一に、アベノミクス(安倍経済政策)の「加速」である。

その内実は何か。「金融機能」の「強化」であるが、その実際に意味することは、大企業の利益を税制面で保障する軽減税の導入である。

(ii) 第二に、「地方創生」と「農政新時代」である。

その内実は、リニア新幹線建設の推進であり、地方の経済圏を統合し、全国的な一つの経済圏にすることである。その実際的効果は、地方経済の疲弊であり、浪費型の公共事業への投資促進である。

(iii) 第三に、TPPの「早期発効」である。

その実際的意味は、巨大多国籍企業のための関税撤廃であり、農業をはじめとする第一次産業の「切捨て」であり、「食の安全」の無視である。

(iv) 第四に、「積極的平和主義」の「推進」であり、日米の絆の一層の強化である。

その内実は、日米軍事同盟の強化であり、軍事的抑止力への依存であり、自衛隊=軍事力による日本「防衛」である。

(v) 第五に、憲法改悪である。だが、この演説ではこのことが明からさまに語られてはおらず、国民が決めることであり、その案を国民に提示するのが「私達国会議員の責任であり… 与野党の立場を超え、憲法審査会での議論を深めていこう」という表現となっている。

しかし、この表現は、単なるレトリックであり、一種の理窟づけであるにすぎない。

(vi) 安倍首相が語らなかったのは、戦争法、南スーダンへの自衛隊派遣、原

発問題などである。

(13) ①2016年9月26日、日米政府は「日米物品役務相互協定」(ACSA)を改訂した(9月27日朝日新聞)。

②この協定は、自衛隊と米軍との間で食料、燃料、弾薬などの物資を融通するものであり、2015年に成立した戦争法=安全保障関連法に基づき、アメリカ軍への「後方支援」の範囲を拡大するものである。

③では、どのように拡大されたのか(以下、前掲朝日新聞による)。

(i)食料、水、燃料、人、物資の輸送など(兵たん活動)。

ACSA 改定でこう変わる

	現 行	改 定 後
	食料、水、燃料、人や物の輸送など	
米軍に「後方支援」する物品	日本が外部から武力攻撃を受けるなどの事態や、周辺地域で起きる日本の平和と安全に重要な影響を与える「周辺事態」、国連平和維持活動、大規模災害時の対応など	他国への攻撃で日本の存立を脅かす明白な危険がある「存立危機事態」、放置したら日本が攻撃されてしまう恐れがある「重要影響国連決議」を経て国際社会が対応する「国際平和共同対処事態」も対象に
	発進準備中の航空機への給油	
	—	国際平和共同対処事態、重要影響事態で可能に
	弾 薬	
	武力攻撃事態法が想定する日本が外部から武力攻撃を受けるなどの事態の事態	存立危機事態、国際平和共同対処事態、重要影響事態、平時の北朝鮮の弾道ミサイル警戒などでも可能に

(ii)上記表でも明らかなように、日本が直接に武力攻撃を受けていなくても、例えばアメリカ軍に対し「後方支援」の名目で食料等の物資を提供できるようになったのである。それだけではない。「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」と政府が認定すれば、平時でも弾薬についてはアメリカ軍(艦船)への弾薬提供が可能となった(なお、9月27日赤旗)。

④本協定は、国会の承認が必要である。

(14) ①2016年9月28日、衆議院本会議で、安倍首相は、改憲問題について、志位議員(共産党)の質問「自民党改憲草案をベースに憲法審査会が議論するというのが自民党の方針か」に答え、次のように述べた。

「憲法審査会で、自民党が草案として示したように、各党がそれぞれの考えを示して議論していくことが必要」と述べた(9月29日赤旗、河北新報)。

②この発言は、二重の意味で重要な発言である。

第一に、安倍首相が改憲への強い政治的意欲を持ち続けていることである。

第二に、改憲手順として、自民党の改憲草案がベースとなることを公然と認めたことである。(以下次号)